

# 日本の大学の帰国生入試における 多様性とその帰結

——『能力の社会的構成説』を参考に——

井田 頼子

本稿の目的は、日本の大学入試において就学経験の多様な帰国生の「能力」の評価について「能力の社会的構成説」から考察することにある。帰国生入試による入学者数の上位20大学の入試要項から①「帰国生」の定義、②帰国生の「能力」の定義、の順に分析した結果、①では渡航背景、就学経験、帰国後の期間等の複数の項目で「帰国生」が定義されていた。②では海外・大学独自の統一筆記試験という統一された評価基準の試験結果を介して「能力」が定義されていた。「能力の社会的構成説」を参照すれば、大学（学部・学科）により「能力」の評価基準や方法が「構成」されていると言えるが、日本で学習指導要領に基づく教育を受けた生徒と異なり、帰国生は就学経験が多様であることから、(1)出願の段階で「排除」が起こるといふ帰結、(2)海外・大学の統一試験が「能力」評価へ有利・不利に影響するといった、多様な就学経験と統一試験による「能力」の評価の不一致という帰結が導きだされた。

## 1 多様な就学経験者の能力をどう評価するのか

### 1-1 本稿の射程

本稿の目的は、帰国生の「能力」が大学入学選抜（以下、「大学入試」と記す）においてどのように評価されているのかという点について、日本の大学（学部・学科）の入試の実施状況を「能力の社会的構成説」を参照して考察を試みることにある。具体的には、日本以外の様々な教育（カリキュラムや大学入学資格プログラム）を受けてきた帰国生をどう選抜するのか、さらにはどういった「能力」が高く評価されているのか、という視点から大学（学部・学科）の帰国生入試の実施形態や選抜方法を分析することによって、この目的にアプローチする。

そもそも帰国生入試は、日本の経済成長と企業の海外進出という社会的動態が、国内の大学入試の改革に影響をもたらした入試である。1970年代後半以降、国レベルで議論や検討が進められ、1981年に国家政策のもとで特別入試として公に開始された。その背景には、日本の高度経済成長期に海外へ進出した企業数の増加に伴い、親に同伴して海外で教育を受けたのち、日本の大学進学を希望する者が増加したという事実があったのである。

ただし、帰国生入試の実施主体は、国ではなく大学（学部・学科）である<sup>1</sup>。すなわち、帰国生入試の実施形態や選抜方法は、大学（学部・学科）によって決められているのであるであり、帰国生入試においてどのような「能力」が重視され、どのような評価基準をもって選抜が

実施されているのか、そしてどのような帰結が導きだされているのかを見るためには、大学(学部・学科)の入試の実施状況を見る必要があると言える。

本稿では、日本の大学(学部・学科)の帰国生入試の実施状況を明確にしたうえで、そこから浮かび上がる帰結を考察する。その際に「能力の社会的構成説」が考察において参考になると思われる。「能力の社会的構成説」とは、能力が個人に属する持ち物のような実体ではなく、学校のような組織が決めるものであり、能力があるかどうかは、個人が属する組織や制度の都合によって、「社会的に」決められるという考え方である(荻谷 1997: 110-2)。本研究に置き換えれば、帰国生入試の実施主体は、「日本の大学(学部・学科)」である。「日本の大学(学部・学科)」が日本以外の教育を受けてきた帰国生の「能力」というもの、その能力を測るにあたって入試で採用する評価基準というものを決定づける。その「組織」(ここでは「大学(学部・学科)」)の都合によって、「社会的」に決定づけていることとなる。この前提をふまえると、日本の大学(学部・学科)が帰国生入試において重視する「能力」やその評価基準が及ぼす帰結を考察するにあたって、「能力の社会的構成説」は、一視座としての確実であると考えられる。

本稿では、日本の大学(学部・学科)の帰国生入試の実施形態や選抜方法をもとに帰国生入試において重視されている「能力」を明らかにし、その帰結を「能力の社会的構成説」の視点から考察することとする。

## 1-2 帰国生入試の実施背景

本研究では、日本の大学入試のうち、大学(学部・学科)による帰国生入試の実施状況を分析

するが、その前提として、国レベルでの全体的な入試体制と帰国生入試の実施背景について説明しておきたい。

文部科学省が毎年度発布する「大学入学者選抜実施要項<sup>2)</sup>」(以下、「実施要項」)では、「入試方法」という項目が設けられ、ここでは(1)一般入試、(2)アドミッション・オフィス入試(以下、「AO入試」)、(3)推薦入試、(4)専門高校・総合学科卒業生入試、(5)帰国子女入試・社会人入試、の5種類の入試方法に分類されている。(平成25年度版)「入試方法」のそれぞれの呼称をみると、本稿と関連する入試としては「帰国子女入試」が該当するが、これはあくまで国レベルでの「入試方法」の呼称であって、実際には大学(学部・学科)別に入試の呼称が異なること、「実施要項」でもその定義が不明確であることから、本稿では、海外から帰国し日本の大学へ進学する者を総称して、「帰国生」、入試の呼称を「帰国生入試」と表記する。

さて、国の発布する「実施要項」にあったように、帰国生を対象とした入試は他の入試方法与区別されている。その背景を概観すると、そもそも1970年代当時、一般的に日本の大学では日本の高校までの教育課程をもとにした入学試験問題が作成され、帰国生も他の日本人と同じ選抜方法によって進学の可否が決められていた。しかし帰国生数の増加とともに国内外の学校や企業関係者から批判が出されるようになり、国の依頼した有識者等による研究協議会は、最終報告書において、「海外在留経験」が不利になる取扱いとならないよう入試への「十分な配慮」を大学へ求めた<sup>3)</sup>。そうした過程を経て、1982年度以降の「実施要項」において、「日本で教育を受けてきた者」と「帰国生」という対象者によって区別され、「入試方法」に加えられたのである。

「実施要項」では各入試方法の概要も説明されているのだが、帰国生入試の場合、そもそも批判を受けて設置されたという背景が色濃く残っていることが分かる。2015年度の「実施要項」においても「学力検査の免除又は負担の軽減を図り」、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて課することが望ましいとされている。(下線は筆者による。) 導入当時の日本では、共通第一次学力試験による高校での基礎的な学力到達度の判定と、各大学による第二次試験では面接、小論文、実技検査、ヒアリングなど、選抜方法の多様化が図られた時期でもあった(大膳 2007: 344)。しかしそうした流れのなかで、帰国生入試は、多様化を図るといふよりむしろ「学力検査の免除又は負担の軽減」が求められる入試であった。国内では入試方法の多様化が進められている現在においてもこの文言に変化はみられず、帰国生入試には「救済策」や「積極的差別是正措置」(佐藤 2005) という意味づけがなされてきた。さらには、導入当初と比較すると、国際結婚の増加や海外に進出する企業の業種の増加といったような、社会的な変化が見られるが(佐藤 2010)、国レベルでは帰国生入試の対象者は不明確なままである。つまり、国は帰国生入試の実施を大学(学部・学科)に促しつつも、入試方法についてはあくまで「実施要項」での記載内容に留まり、具体的な実施形態や選抜方法は大学(学部・学科)が決定権を持っていることとなる。実際に帰国生入試の実施大学の割合は52.2%(学部は49.1%)である<sup>4</sup>。

以上をふまえ、次節では、帰国生入試に関する先行研究、そして能力に関する先行研究を概観したうえで、本稿の目的を明確化しておきたい。

### 1-3 先行研究

本稿では帰国生入試について大学(学部・学科)の実施状況を明らかにし、「能力の社会的構成説」を参考に考察するため、ここでは「能力の社会的構成説」に関する先行研究、そして「能力」という観点から帰国生入試に関する先行研究を確認したうえで、本研究の位置づけを明確にしておきたい。

まず、能力の社会的構成説に関して、ガーゲン(Gergen)は「能力なるもの」を定義づけ構成することで初めて、能力が誰にとっても可視化できるものだという考え方を「能力の社会的構成説」として提示した(Gergen 1994)。この説をもとに苅谷は、能力そのもののみならず、(1)能力を表現するためには、「シグナル」といった目に見える何らかのかたちで記録されることが重要であり、その際には、(2)その記録が信用に値するものであるといった社会的承認が必要であるという考えを「能力シグナルの社会的構成」として提示している(苅谷 2004)。つまり、ガーゲンのいう「能力なるもの」のみならず、能力を評価する指標や基準についても、社会によって異なるという見地である。そのうえで、日本の国内の学力調査結果を用いて分析している。

ただし、これまでの能力と入試に関する研究では、受験生が同じ教育を受けてきたか、そうでないかという、試験で出題される設問の内容やカリキュラムの範囲も含めた就学経験までは言及されてこなかった。日本では、日本の教育を受けた者を一斉統一試験をもって選抜するという「公平・平等」概念のもとで成立・維持されてきた。たしかに、1990年代以降、選抜方法の多様化が進行し、必ずしも一斉統一試験がすべての大学で採用されているわけではない。しかし入試に至るまでの教育カリキュラム、教

授言語、といった就学経験までを考慮すると、帰国生を対象とした入試は、日本の教育を受けた者を対象とした他の入試とは切り離して考える必要がある。言い換えれば、「能力の社会的構成説」をもって日本の帰国生入試の現象を考察する際、受験生の入試までの就学経験が多様であることをふまえる必要がある。

次に、帰国生入試に関して、対象者や能力に関連づけた先行研究を概観したい。出願資格(滞在年数等)をもとに帰国生入試体制について考察した佐藤(2005)によれば、大学が公正さを大原則とするために、「正当な帰国生(「欧米の現地校ないし国際学校に通学していた、英語が堪能で、積極的で自己表現の上手な生徒」)」と、「そうでない帰国生」といった二者の差異化が引き起こされているという。しかも入試方法が共通筆記試験という客観的な選抜方法であることから、誰もこの差異化に疑問を差し挟むことができず、この選抜がより正当化されていると指摘する(佐藤 2005: 82-4)。ただしこの指摘は、分析対象のデータならびに分析方法については記載されていない点、知見での分類が二者に留められている点から、実態のデータを用いたうえで、入試における「帰国生たるべき者」という定義に関する分析が必要だと思われる。そして帰国生入試を「能力」の観点からとらえるうえで、出願資格のみならず、入試の実施形態(科目等)など、分析項目を増やす必要があるだろう。

また、稲田(2011)は、帰国生入試は「学力試験よりも自由度の高い選抜方法であるため、公平性の低減を取って選択するものでもあり、帰国生相互の競争の中でそれが何がしかの不平等を喚起している可能性もある。」と考察し、「グローバル化する社会の中での学力評価」と「教育における新しい公正」という視点の置

き方が今後の研究課題だと指摘している(稲田 2011)。ただし分析に用いられたデータ(大学の受験資格や科目、日程など)は1ページにつき2大学に集約された『帰国子女のための学校便覧』(財団法人海外子女教育振興財団、2011年度版)である点、そして「グローバル化する社会の中での学力評価」が今後の研究課題とされているが、ここでは「学力試験」には小論文などの選抜方法が含まれていない点でも課題が残されていると言える。よって、大学(学部・学科)による出願要項そのものをデータとすることで、より実態に近い分析が可能となると考えられる。また、「学力試験」のみならず帰国生入試での「能力」がどのように定義されているのかという広い視点から選抜方法を分析することで、「何がしかの不平等」に関する考察が得られると思われる。

以上の研究課題をもとに、本研究では、大学(学部・学科)が配布する入試の出願要項そのものを分析材料として用いることとする。分析においては、帰国生入試における①「帰国生」の定義、②帰国生入試における「能力」の定義を明らかにする。そのうえで、「能力の社会的構成説」の観点から、日本の大学の帰国生入試の現状とその帰結について考察を試みることにする。

#### 1-4 調査方法

本稿では、①「帰国生」の定義、②帰国生入試における「能力」の定義、を分析するにあたり、大学(学部・学科)の帰国生入試の入試要項をデータとする。調査対象は、『2015年度 大学ランキング』(朝日新聞出版社、2014)のうち、「入試:帰国生徒ランキング」(pp. 56-7)で掲載されている、入学者数が10名以上の大学とする<sup>5</sup>。大学数は20大学(国立5、

表1 帰国生入試による入学者数ランキング（※1）

	大学名	入学者数	国公立	地域	実施学部数（全学）
1	上智	127	私	首都圏	8（9）
2	慶應義塾	80	私	首都圏	9（10）
3	京都外国語	76	私	近畿圏	1（1）
4	早稲田	67	私	首都圏	11（13）
5	青山学院	39	私	首都圏	7（9）
6	国際基督教	28	私	首都圏	1（1）
7	明治	27	私	首都圏	3（10）
8	学習院	22	私	首都圏	4（4）
9	一橋	21	国	首都圏	4（4）
	関西学院	21	私	近畿圏	11（11）
	南山	21	私	名古屋	7（7）
12	東京	19	国	首都圏	14（14） ※2
13	中央	17	私	首都圏	5（6）
14	東京理科	15	私	首都圏	8（8）
15	横浜国立	13	国	首都圏	3（4）
	横浜国立	13	市	首都圏	1（2）
17	立教	12	私	首都圏	10（10） ※3
18	神奈川	11	私	首都圏	7（7）
19	京都	10	国	近畿圏	2（10）
	埼玉	10	国	首都圏	4（5）

※1 「大学名」「入学者数」は『2015年度 大学ランキング』による。「国公立」「地域」「実施学部数（全学）」は、各大学の入試資料に掲載された情報による。

※2 学部後期課程での学部数である。

※3 自由選抜入試（AO入試）の一部として実施されている。

市立1、私立14）である。（表1）

帰国生入試を実施する大学では、どの大学も一定数募集しているが、入学者の多い大学とそうでない大学があるという現状に即して分析を行なうことがより適切だと判断したため、今回の調査では入学者数が10名以上の大学を対象として設定した。

また、帰国生入試による入学者は都市部の大学に集中しているという現状はすでに指摘されているが（高崎 1993）、表1に示したように、入学者数上位20位の大学は首都圏や近畿圏など都市部に集中している。この点からも、入学者数を参考に対象大学を設定することはより現

状に近い分析結果が出せると判断できる。

分析にあたり、メインのデータは、上記の大学（学部・学科）が公表する2015年度4月入学者選考の入試要項に記載されている入試関連の内容である。具体的には、アドミッション・ポリシー、出願資格、出願書類、試験科目、採点や合否の判断基準といった入試に関する記述内容である。そのほか必要だと判断した際には、各ウェブサイト、国による公開資料ならびに中央教育審議会の部会での議論内容も参考とする。

以上の調査方法をもとにした分析結果について、①「帰国生」の定義（第2章）、②帰国生

入試における「能力」の定義（第3章）、の順に説明する。

## 2 帰国生入試における「帰国生」の定義

本章では、日本の大学（学部・学科）が実施する帰国生入試において、「帰国生」がどのように定義づけられているのかという点を明らかにする。具体的には [1] 入試の名称、[2] 出願資格、をもとに帰国生入試における対象者を分析することとする。

### 2-1 入試の名称

まずは、今回の調査対象大学の帰国生入試の名称から「帰国生」の定義を見てみることにする。帰国生入試の名称は大学（学部・学科）によって異なり、必ずしも「帰国生」（あるいは「帰国子女」）ということばが使われているわけ

ではない。つまり入試の対象者に該当する「帰国生」が、各実施主体によって異なっていると推察できる。入試の名称から読み取れる対象者の設定は、大きく3種類に分類できる。（表2）

1つ目は、地理的移動・移住という動態をもとにした対象者の設定であり、12ケースと最も多かった。例えば「帰国生対象入試」（慶應義塾）のように、国外へ移住し日本へ帰ってくる、といった地理的な移動・移住の経験者が対象者とされている。

2つ目は、就学経験という教育的側面に焦点を定めた対象者の設定であり、4ケース確認できた。例えば「海外就学経験者<帰国生>入試」（上智）のように、海外の学校で教育を受けた経験のある者が対象とされている。

3つ目は、後期中等教育課程という教育的側面に焦点を定めた対象者の設定であり、6ケースが該当している。ここでは、「外国学校卒業

表2 入試の名称における対象者の設定（3種類）

入試の名称（大学名〔学部名〕）	
(1) 地理的移動・移住 12 ケース	帰国生対象入試（慶應義塾）、海外帰国生徒特別入試（京都外国語）、帰国生入試（早稲田、立教）、帰国生特別入試（国際基督教、明治〔政治経済〕）、海外帰国入試（学習院）、帰国生徒入試（関西学院、横浜国立〔教育、経営〕）、海外帰国生等特別入試（中央）、帰国子女入学者選抜試験（東京理科）、海外帰国生入試（横浜国立）、帰国子女入試（埼玉）
(2) 就学経験 4 ケース	海外就学経験者<帰国生>入試（上智）、海外就学経験者入試（青山学院）、海外就学者特別入試（明治〔法、国際日本〕）、海外留学経験者入試（埼玉〔教養〕）
(3) 後期中等教育課程 6 ケース	外国学校出身者入試（一橋）、外国高等学校卒業生等入試（南山）、外国学校卒業生等特別選考（東京）、外国学校出身者入試（横浜国立〔経済〕）、外国高等学校在学経験者<帰国生徒等>入試（神奈川）、外国学校出身者のための選考（京都）

※ 大学によっては入試名称のなかに丸括弧がついている場合があるが、表2ではそのケースは丸括弧を<>に変えて、大学名と区別している。

※ 「入試」は「入学試験」の略称をここでは用いている。

学生等特別選考」(東京)のように海外の高校課程の修了が明記されている場合、「外国高等学校在学経験者<帰国生徒等>入試」(神奈川)のように修了の有無が明記されていない場合も分類している。

(2) 就学経験、(3) 後期中等教育課程、のいずれも教育的側面に関連しているという共通点があるが、(3)には海外の教育課程のうち高校での就学経験に言及しているという点で異なっている。つまり、(3)では海外の高校の就学経験という条件を加えることによって、入試の対象者がより限定されていると言える。

以上、帰国生入試の対象者を入試の名称から分析したところ、(1) 地理的移動・移住、(2) 就学経験、(3) 後期中等教育課程に分類したように、大学(学部・学科)によって帰国生入試の対象者が異なることが読み取れた。言い換えれば、帰国生入試における「帰国生」の定義が、地理的移動・移住のみならず、就学経験も含まれていること、さらには後期中等教育課程の就学経験も関連していることが明らかになった。しかし同時に、場合によっては「帰国生」の定義に該当しない者がいることも推察できるだろう。出願時に「帰国生」というものが定義されることにより、出願できない帰国生も生み出される。入試の名称において、「帰国生」というものが定義されることによる志願者の「排除」が起こっているのだと言える。

## 2-2 出願資格

前節では入試の名称から3種類の「帰国生」の定義と、場合によって対象者の「排除」が起こりうることを見いだしたが、入試そのものにおける「帰国生」の定義はまだ不明瞭である。そのため本節では、対象者がより詳細に設定されている出願資格を確認しておきたい。

表3では、今回の調査対象大学(学部・学科)の出願資格を、渡航理由(親同伴)、滞在地、海外の高校課程修了、大学入学資格、教育課程、受験可能回数、受験可能期間、の7項目に分類している。(表3)

(1)は、海外へ渡航し海外の教育を受けることとなった理由が親の仕事の都合上であるという渡航背景に関する条件である。帰国生入試が導入された背景にあったように、親の仕事の事情でやむを得ず日本以外の教育を受けることになった出願者への「救済策」であると言える。しかし同時に、単身で留学した者は出願資格が与えられないこととなる。

(2)は、教育を受けた学校に関する地理的な条件である。日本以外の教育課程経験者や大学入学資格取得者であったとしても、学校自体が国内にある場合、帰国生入試の受験生として認められないことを意味している。出願書類の一つに、パスポート(出国・入国)のコピーを求める大学もある。つまり、志願者の就学経験そのものではなく地理的な教育施設的环境が条件とされているのである。

(3)(4)(5)は、渡航後の海外滞在期間に受けた教育に関する条件である。前節での入試の名称からは読み取れなかったが、出願資格では、(3)のように今回の調査対象大学のすべてが、海外の高校での在籍年数を設定していた。なかには途中で帰国し日本の高校へ編入した者に出願資格を認可する大学もあるが、その期間が細かく決められていることから、海外で高校課程の教育を受けた年数が重視されているのだと思われる。さらに(4)のように高校課程の修了とその修了証明書の一つである大学入学資格取得者に限定する大学や、(5)のように、学校種に言及する大学があった。年数や修了の有無、学校種といったような就学経験は、「帰国生」の定

表3 帰国生入試の出願資格（7項目）

	項目	出願条件等	例
(1)	渡航理由 (親同伴)	必須	慶應義塾〔薬〕、青山学院、学習院（※1）、東京理科、一橋、横浜国立〔教育、経営〕
(2)	滞在地	海外	「地理的、場所的に外国」（東京）等 国内の外国学校等は不可（一橋、学習院、関西学院）等（※2）
(3)	海外の 高校課程修了	必須	最終学年含めて2学年以上等（慶應義塾〔経済、法、商以外〕、早稲田、一橋、東京、京都〔法〕、横浜国立〔経営〕等）
		選択可	「中高2年以上継続して在籍か、最終学年1年かつ中高通算で2年以上在籍」等（上智、慶應義塾〔経済、法、商〕、京都外国語、青山学院、国際基督教、明治、学習院、関西学院、南山、中央、東京理科、横浜国立〔経済、教育〕、横浜市立、立教、神奈川、埼玉等）
(4)	大学入学資格 (海外)	必須	「当該国の学校教育制度に基づく大学入学資格を有すること。」等（慶應義塾〔医、理工以外〕、国際基督教、明治〔政治経済、法〕等）
(5)	教育課程	海外	「外国の教育課程」（慶應義塾等） 在外教育施設出身者不可（東京、学習院、関西学院、立教等）（※3）
(6)	受験可能回数	—	「出願は1回に限る。」等（慶應義塾、東京理科、横浜国立〔経営〕等）
(7)	受験可能期間	—	「卒業後の経過年数が、1年未満である者」（青山学院）等

※1 学習院では、日本の高校に編入した場合に限り、「親同伴」の条件が課されている。

※2 国内の外国学校可（上智、神奈川、立教〔経営〕）、認定校のみ（中央）、国際バカロレア履修者（学習院）

※3 在外教育施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設である。高校は、公立1校、私立5校である。（平成26年7月現在）（文部科学省ウェブサイト2015年3月22日閲覧）<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm)>

義として重視されていることが読み取れる。ただし、例えば親の仕事の事情によって帰国せざるを得なかった者は、必然的に(4)のように海外の高校を修了する大学への出願資格を失うこととなる。つまり教育の内容そのものではなく、年数などの形式上の条件が課されているのであり、それによって「帰国生」の定義から外れる場合も起こりうるのである。

(6)(7)は、帰国生入試の出願条件のうち、高校課程修了後に関する条件である。具体的に

は、海外で高校課程を修了したとしても、(6)のように受験回数による設定や、(7)のように帰国後の期間による設定が出願資格の条件となっている。(7)では、例に挙げた青山学院のように明確に帰国後の年数を設定する場合のほか、東京大学のように「平成25(2013)年4月1日から平成27(2015)年3月31日までの間」に海外の高校の課程を修了した者、といった記載方法もある。この場合は修了後2年未満の帰国生に出願資格が与えられることを意味してい

るのであり、帰国生入試の対象者としての「帰国生」には有効期限が決められているとも読み取れる。(3)(4)(5)と同様、(6)(7)も、教育の内容そのものではなく、年数などの形式上の条件が課されているのであり、それによって「帰国生」の定義から外れる場合も起こりうるのである。

このように、帰国生入試の出願資格では、(1)の渡航背景や(2)の滞在地といった教育以外の条件、(3)(4)(5)の高校課程に関する条件、そして(6)(7)の修了後に関する条件、によって帰国生入試の対象者が明確に設定されていた。出願資格にこれらの条件が盛り込まれることによって、帰国生入試を受験可能かどうかを示されるのである。言い換えれば、日本の大学(学部・学科)が帰国生入試での出願資格を設定することによって、「帰国生」という対象者の定義づけがなされているのである。大学(学部・学科)による「帰国生」の定義に該当しているかどうか、帰国生入試を受験できるかどうかを決定づけるのである。

しかしながら、その定義によってはその対象者が限定され、出願できない者が生じうるといふ現状も浮かび上がった。例えば、(1)では、単身で留学した者、(2)では、国内の外国学校で高校課程を修了した者、(3)(4)(5)では、親の仕事の事情により日本の高校に編入した者、(6)(7)では、帰国後の年数や受験回数が超過した者、などが挙げられる。帰国生入試は当初、国によって「救済策」として位置づけられていたが、大学(学部・学科)の出願資格をみると、帰国生入試の対象者に該当しない場合が起こりうる事が分かる。各々の大学(学部・学科)が設定する「帰国生」の定義にそぐわない場合、受験以前の段階ですでに「排除」が起こっているのだと言えよう。

以上、本章では、日本の大学が実施する帰国生入試において「帰国生」がどう定義づけられているのかについて、[1]各大学(学部・学科)の入試の名称、[2]出願資格、を分析した。その結果、大学(学部・学科)によって「帰国生」の条件が定められていること、そしてそれは一様ではないことが明らかになった。ただし、出願者が出願資格を満たしていない場合、その大学(学部・学科)へ出願できないことも浮かび上がった。つまり、帰国生入試では、大学(学部・学科)独自の「帰国生」の定義によって、出願以前に受験生の「排除」が起こりうるのだと言える。

### 3 帰国生入試において重視される能力

では、帰国生入試での選抜の段階では、どのような「能力」が重視され、その「能力」はどのような評価基準をもって測られるのか。ここでは出願書類のほか、大学(学部)の選抜方法をもとに、入試において重視されている「能力」とその測定方法を類型化している。具体的には、出願書類に記載されている「選抜方法」と選抜における点数配分をもとに分類を判断している。例えば、上智は「選考方法」として「学科諮問」と「面接」を実施し、「書類審査と合わせて総合判定を行います。」と明記している。他方で早稲田(法、文化構想、文学部)は海外の高校修了を出願資格とし、その証明書を出願書類として提出するよう求めているが、「選考」は筆記形式の「共通試験」のみである。他にも、実施科目の配点が記載されている場合、出願の段階で語学力試験の最低点を設定している場合もある。

こうした大学(学部・学科)の設定する情報をもとに、選抜に影響をもたらす「能力」

を分析することとした。入試において重視される「能力」項目として、海外での業績（「海外の統一試験」、「外国語試験」、「英語試験」、「書類(学校での成績等)」)と日本での入試方法(「大学(学部・学科)による筆記試験等」)に分類している。そのうえで選抜に影響する項目に丸印もしくは説明で整理したものが表4である。

「海外の統一試験」とは、当該国、州、学校などでの就学を経たうえで大学入学資格を取得するための試験である。例えば国際バカロレア(以下、「IB」)、GCE(英)の試験や大学入学資格などがこれに該当する。「外国語試験」には、例えばTOEFL(英語)、ドイツ語検定試験、実用フランス語技能検定試験などが該当する。いずれも外国語力を測る統一試験であるが、日本の大学(学部・学科)によっては、言語を選択できる場合と、どの言語で教育を受けてきたとしても英語の試験のみのスコアを提出する場合とがある。こうした背景から、言語の統一試験を「外国語」と「英語」とに分類することとした。なお、「外国語」には英語も含まれた場合を示している。

では、入試において重視される能力、評価対象となる能力とはどのようなものか。

表4から言えることは、以下の3点にある。

1点目は、帰国生が「海外」で培った「能力」について、海外の統一試験等の結果が評価対象とされていることである。例えば統一試験スコア、外国語試験スコア、英語スコアといった、学力試験や語学試験という統一試験結果が「海外」で培った「能力」の評価対象とされていた。

2点目は、大学(学部・学科)独自の試験結果が「能力」の評価対象とされていることである。今回の調査対象大学(学部・学科)では、面接も含めると全ての大学で実施されていた。なかでも、大学(学部・学科)独自の試験結果

のみによる選抜も実施されていることは着目すべき点である。(京都外国語、早稲田(教育以外)、南山、横浜市立、立教、埼玉)今回の調査分析対象としたのは入学者数の多い大学(学部・学科)であるが、この傾向からみても、帰国生入試では、大学(学部・学科)独自の試験によって測定した「能力」が選抜において重視されているのだと言える。

3点目は、大学によって、さらには同じ大学内でも学部によって、選抜における「能力」への重点の置き方が異なっていることである。表4をみると、大学(学部・学科)によって、入試方法の項目の組み合わせ方が異なっている。その位置づけにしても、入試において選抜に影響を及ぼすのか、それとも「任意」にあるように参考資料とされているのかに分かれている。その他、東京理科大学ではセンター試験といった、日本の統一学力試験の受験が求められている。このように、大学(学部・学科)によって選抜で重視される「能力」の多様さは、入試方法の項目の組み合わせ方からも読み取れる。日本の大学の帰国生入試では、大学(学部・学科)によってどの「能力」に重点が置かれるかが異なっているのである。

しかしながら、これらの多様な試験形態が、帰国生の「能力」評価へ有利・不利な影響を及ぼしうることも考えられる。まずは、海外で蓄積された「能力」が海外の統一試験のスコアをもとに選抜が行なわれることによって、不利な立場の者を生み出しうる事が挙げられる。例えば、海外の統一試験、外国語試験、英語試験は「公平・平等」な評価基準のもとで「能力」が測られたことを意味するだろう。しかし帰国生入試の場合、受験者の経験や置かれた教育環境をふまえれば、これは必ずしも「公平・平等」とはならないだろう。例えば日本や海外で

表4 入試で重視される能力 (大学・学部別)

	大学名	海外			日本	
		統一試験 スコア	外国語試 験スコア	英語試験 スコア	書類 (学校成績等)	大学(学部・学科)による 筆記試験等
1	上智		○			小論文・外[神, 文-仏文]・英[文-英文]・数[経済, 理工]・理[理工]・面接
2	慶應義塾	○		○[文, 商]	○	小論文[法, 医, 薬]・英[医, 薬]・数[医, 薬]・理[医, 薬]・面接
3	京都外国語					小論文・外・面接
4	早稲田	○[教育]				小論文[法, 文, 文化構想, 教育-教育/複合文化, 商]・外[法, 文, 文化構想, 教育(英語英文以外), 商]・英[教育-英語英文, 理工系, 社会科, 人間科, スポーツ科]・国[法, 文, 文化構想, 教育(文系), 商, 社会科, 人間科, スポーツ科]・理[教育-理/数, 理工系], 数[教育-教育/理/数, 理工系, 人間科, スポーツ科]・面接[教育, 理工系, 人間科, スポーツ科]
5	青山学院		○[国際 政治経済]	○	○	小論文・外[法]・英[経済, 理工]・理[理工]・数[理, 社会情報]・面接
6	国際基督教			○		小論文・面接
7	明治	○ [法]	○ [法]	○ [国際日本]		小論文[国際日本, 法]・国[政治経済]・面接
8	学習院	○ [法-政治]	○ [法-政治]	○[法-政治, 経済]		小論文・外・理[理]・数[理]・面接
9	一橋	○			○	外・小論文・面接
	関西学院			○[経済, 商, 社会]	○[神, 経済, 総合政策]	英・小論文・理[理工]
	南山	面接資料				英・現・数[理工]
12	東京	○			○	小論文・外・数[理科]・理[理]・面接
13	中央	任意	任意	○[商]		小論文・外・面接
14	東京理科	○				センター試験・面接
15	横浜国立	○[経済]			○	小論文・面接
	横浜市立			任意		小論文・面接
17	立教			任意		小論文・外
18	神奈川				○	筆記・面接
19	京都				○	小論文・面接
	埼玉				面接資料	小論文・面接

- ※ 筆記試験科目名のうち、「外」とは外国語の略称である。また、□内は「学部名・学科名」である。
- ※ 一次試験での書類審査が選抜に反映される場合は、(1)は一次試験、(2)は二次試験を示す。
- ※ 早稲田の「大学(学部・学科)による筆記試験等」では、選択可能な科目も含めている。学部名のうち、「教育(文系)」は理科・数学以外の学科を示す。「理工系」は、基礎理工・創造理工・先進理工を総称している。

の就学年数といった経験は受験生によって様々である。IBの履修が可能かどうかという教育環境も多様である。受験者たちのこうした多様さが、海外の統一試験の結果に有利・不利な影響を及ぼしうると考えられる。

帰国生に有利・不利な影響を及ぼしうる要因の2点目として、大学(学部・学科)独自の統一筆記試験が挙げられる。帰国生の受けてきた教育の内容は多様ではあるものの、大学(学部・学科)独自の統一筆記試験では、必ずしも海外で蓄積してきた「能力」が有利に評価されるわけではない。試験内容によっては、不利な立場に置かれる場合も生じうることが指摘できる。

帰国生に有利・不利な影響を及ぼしうる要因の3点目として、語学試験が挙げられる。例えばフランス語で教育を受けてきた者であっても、大学(学部・学科)によっては、英語の統一試験ならびに大学(学部・学科)独自の英語試験を受ける必要がある場合もある。他にも、語学力が反映される統一筆記試験の科目として、小論文も該当すると考えられる。確かに小論文は「実施要項」においても「負担の軽減」のための代替試験科目として位置づけられている。しかし、むしろ日本語であるがゆえに、日本語での小論文の書き方や入試で必要とされるアカデミックな語彙表現などの「能力」は、海外で習得できるとは限らない。

このように、帰国生入試の選抜方法から「能力」が定義されるのかを検討した結果、海外の統一試験等の結果が評価対象とされているこ

と、大学(学部・学科)独自の統一筆記試験により「能力」が評価されていることが確認できた。そして大学、さらには同じ大学内でも学部によって、選抜における「能力」への重点の置き方が異なっていた。つまり入試方法が多様であることにより、「能力」の定義も多様であることが明らかになったと言える。しかし、帰国生の就学経験は多様である。「海外」で培った「能力」が海外の統一試験結果で証明されること、大学(学部・学科)の統一筆記試験が課されること、語学力に関わる試験が課されることが、帰国生の「能力」評価へ有利・不利な影響を及ぼしうることもまた、明らかになった。つまり、帰国生の多様な就学経験で得た「能力」の評価と、海外・日本の統一試験による「能力」の評価とが必ずしも一致するわけではないのだと言える。

#### 4 考察と本研究の意義・課題

本稿では、帰国生入試による入学者数の上位20位である大学(学部・学科)を対象とし、各大学(学部・学科)が発行する出願要項を用いて、帰国生入試における①「帰国生」の定義、②帰国生入試における「能力」の定義を分析した。

その結果、①「帰国生」の定義に関しては、渡航背景や滞在地といった教育以外の条件、高校教育課程に関する条件、そして帰国後の期間や受験回数、といった複数の項目により、出願資格、すなわち「帰国生」が定義づけられてい

たことが明らかになった。そしてその定義は大学（学部・学科）によって異なっていた。

②帰国生入試における「能力」の定義について入試要項を分析した結果、海外の統一試験等や、大学（学部・学科）独自の統一筆記試験の結果を介して「能力」が定義されていた。そして大学や学部・学科によって、重視すべき「能力」が異なっていた。つまり、入試方法が多様であることにより、「能力」の定義も多様であることが明らかになったと言える。

以上の結果をもとに、日本の大学（学部・学科）による帰国生入試について「能力の社会的構成説」の観点から考察を試みたい。

まず、帰国生入試では、大学（学部・学科）を単位として「能力」の評価基準や方法が「構成」されていると言える。それは、大学（学部・学科）によって「能力」というものや、重点の置き方が異なることを意味する。ただし、日本での学習指導要領という統一された教育カリキュラムのもとで教育を受けてきた生徒と異なり、帰国生は海外の滞在年数や海外・日本で受けた教育、学習環境、教授言語は多様である。実際に、今回の調査結果からは、そうした多様さゆえに、以下のような帰結も導きだされた。すなわち、(1) 出願資格といった、選抜以前の段階で「能力」以外の要因により「排除」が起こっているという帰結、そして(2) 海外の統一試験や大学（学部・学科）独自の統一筆記試験による「能力」の評価方法が当事者へ有利・不利な影響をもたらすという帰結である。

第一の帰結は、そもそも帰国生の就学経験が多様であるため、大学（学部・学科）の「帰国生」の定義によっては、出願が不可能な場合も生じることにある。単に海外で教育を受けてきた者すべてが対象となるわけではなく、場合によっては対象者から外れることもある。そし

てそれが「出願する段階」という、「能力による選抜段階」の前の段階で起こっていることには注視しておかなければならない。すなわち、「能力」というものを測定する以前に、「帰国生」の定義による受験生の「排除」が起こっているのである。稲田（2011）は、「教育における新しい公正」という視点の置き方を提示していたのだが、今回の調査結果から得た知見は、グローバル化という社会現象のなかで、「選抜において、いかにして新たな公正・平等を確保していくのか」という別の問いにつながりうると言える。

第二の帰結は、帰国生の就学経験によっては、有利な場合と不利な場合が生じることである。帰国生は、海外の学校での教授言語、海外や日本での就学年数、単一ではなく異なる複数のカリキュラム等、就学経験という点で多様である。それにも関わらず、各大学（学部・学科）で海外の統一試験や外国語試験、そして日本の入試での統一筆記試験といった統一された評価基準による試験によって選抜が行なわれることで、就学経験の多様さがむしろ有利・不利な立場を生じることとなる。統一された試験で「能力」の高低が表されることは、「能力」のレベルそのものを相対化させるうえでは効率的かもしれないが、帰国生入試においてはむしろ、こうした多様性が備わっている受験生にとって有利・不利な状況を生み出す可能性もある。多様な就学経験により習得した「能力」と大学入試での「能力」の評価が一致していないのである。

日本の大学の帰国生入試では、大学（学部・学科）が「能力なるもの」を「構成」し、それぞれの試験によって「能力なるもの」が評価され選抜されている。一見すれば各大学（学部・学科）の独自性が担保されている。しかし

帰国生の就学経験が多様であるがゆえに、場合によっては「帰国生」の定義設定による受験生の「排除」という帰結、「能力」の定義設定が帰国生に有利・不利な状況をもたらさうという帰結につながりうるのである。さらには、稲田（2011）のいう、「グローバル化する社会の中での学力評価」の観点でいえば、帰国生入試では、帰国生の就学経験の多様さが、受験生の「能力」の評価にあたって小論文試験も含めて、有利・不利な状況を生み出しうるということ帰国生入試の現状課題として新たに指摘できるだろう。能力は、選抜システムの在り方によって構成されていくものである（竹内[1992],2007）。グローバル化とともに学生移動が頻繁になっていく昨今、対象者の多様な教育経験を加味した選抜システムの再考が求められるのではないか。

今回の調査では、大学（学部・学科）の入試要項から、帰国生の就学経験の多様さゆえに出願段階での「排除」と「能力」評価における有利・不利な状況を招くという帰結を見いだしたが、これは現状の一部にすぎないだろう。今後の課題として、帰国生入試に関する複数の着眼点と対象をもって、帰国生入試において「能力」がどのような評価基準と方法によって定義され、それがどのような帰結を招いているのかという問いとともに、実情を分析し、考察を重ねていくことが必要だと思われる。

## 注

<sup>1</sup> 国が帰国生入試を特別入試として開始する以前、

いくつかの大学ではすでに帰国生のための入試枠を設けていた。例えば、国際基督教（1940年）、聖心女子の外国語・外国文化学科等（1970年頃）、上智の日本語・日本文化学科（1975年）、筑波（1976年推薦入試、1978年9月入試）、慶應の文・経済以外の学部（1979年）、神戸商科（1980年）などである。この事実にも、入試の実施主体が大学（学部・学科）であることが表れている。（海外子女教育振興財団, 1983,『海外子女教育』122: 24.）

<sup>2</sup> 「大学入学者選抜実施要項」は、大学入試に関して毎年5月頃に文部科学省から全国の国公立大学長および大学入試センター理事長宛に公布される通知文書である。各大学は、この「実施要項」に沿った形で入学者選抜を行う（木村2008）。

<sup>3</sup> 海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会, 1976,「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」文部省学術国際局, 1977,『海外子女教育の現状』73-97。

<sup>4</sup> 国公立別では、国立大学67.1%（学部42.3%）、公立大学42.2%（学部45.3%）、私立大学51.7%（学部51.1%）である。この数値は「平成26年度国公立大学入学者選抜実施状況」をもとに筆者が算出した。文部科学省ウェブサイト, 2015/2/28閲覧。<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/10/\\_icsFiles/afieldfile/2014/10/17/1352564\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/17/1352564_01.pdf)>

<sup>5</sup> 調査の対象大学を決めるにあたり『2015年度大学ランキング』（朝日新聞出版社）を参考にした理由は、帰国生入試による「入学者数」は、「受験者が進学を選択した大学である」という事実と現状の裏付けになると判断したためである。

## 文献

大膳司, 2007, 「戦後日本における大学入試の変遷に関する研究(1)——臨時教育審議会(1984～1987年)以降を中心として」広島大学 高等教育研究開発センター『大学論集』38: 337-51.

- Gergen, K. J., 1994, *Realities and Relationships: Soundings in Social Construction*. Harvard university Press (= 2004, 永田素彦・深尾誠訳, 『社会構成主義の理論と実践——関係性が現実をつくる』ナカニシヤ出版) .
- 稲田素子, 2011, 「大学入学者選抜における帰国生入試の現状と特質」日本教育社会学会第 63 回大会要旨.
- 苧谷剛彦, 1997, 「能力の見え方・見られ方」天野郁夫『教育への問い——現代教育学入門』東京大学出版会, 97-123.
- 苧谷剛彦・志水宏吉, 2004, 「学力調査の時代」苧谷剛彦・志水宏吉編『学力の社会学』岩波書店, 1-20.
- 木村拓也, 2008, 「共通第 1 次試験・センター試験の制度的妥当性の問題」独立行政法人日本学術振興会人文・社会科学振興プロジェクト研究領域 I -2「日本の教育システム」研究グループ『平成 19 年度国内セミナー米国流測定文化の日本的受容の問題——日本の教育文化・テスト文化に応じた教育政策の立案に向けて(報告書)』, 85-96.
- 佐藤郡衛, 2005, 「帰国生徒の受け入れと特別入試の意義と課題——『積極的差別是正策』の視点から」東京学芸大学国際教育センター『国際教育評論』2: 76-89.
- , 2010, 『異文化間教育——文化間移動と子どもの教育』明石書店.
- 高崎禎夫, 1993, 「帰国子女の入試状況」『大学入試研究ジャーナル』国立大学入学者選抜研究連絡協議会, 3: 81-2.
- 竹内洋, [1992] 2007, 「教育と選抜」柴野昌山・菊池城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣, 24-49.

(いだ よりこ 東京大学大学院 yorry.berry@gmail.com)  
(査読者 伊藤秀樹、角能)

# **The Definitions of “Returnees” and “Returnees’ Abilities” at University Admission Systems in Japan:**

The Negative Consequences from the Perspective of  
the Theory of Social Construction of Ability

*Yoriko IDA*

The purpose of this study is to clarify the definition of “Returnees” and the definition of “Returnees’ Abilities” at the university admission systems in Japan. Since the specialized admission system that is only for returnee students was set up by the government in 1980s, each university has constructed its own admission examination for returnees in addition to Japanese curriculum-based tests. This system has been recognized as a “relief measure for returnees” which means they do not necessarily have to take the general examination. It actually helped returnee students, as they have studied within a different curriculum in high school abroad from that in Japan. However, because each university defines the application qualification, examination method, and/or test subjects, current condition of this system could not afford returnees’ various education experiences. This study analyzes the contents of application guidebook of the top 20 universities as to the number of returnees enrolment through the examination only for returnees. From the analysis, it is turned out that the definition of “Returnees” consists of reasons returnees went abroad, education experiences, and duration after coming back to Japan. The “Returnees’ Abilities” is defined via the results of unified examinations in foreign countries and in universities. Both definitions are established with combining these elements by each university. From the perspective of the theory of Social Construction of Ability, it is each university that plays a role to construct and define “Returnees” and “Returnees’ Abilities”. Though, the system could also bring about exclusion of applicants and disadvantages to returnees because the returnees’ background of staying abroad or experiences are various, such as reasons for studying high school overseas, learning languages, length of studying abroad, or curriculum contents.